豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付要綱

(目 的)

第1条 市内の商業団体が自らを発展向上させるため,経営の近代化を図るとともに共同施設を 設置する等の場合,それに要する事業費の一部を補助することをもって市内の商業の振興を図 るものとし、その交付については、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号。 以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるものとする。

(対象団体)

- 第2条 補助の対象となる団体は、市内の商業団体で、次に掲げるものとする。
 - (1) 商店街振興組合
 - (2) 事業協同組合
 - (3) 協同組合
 - (4) 前各号に準ずるもので市長が適当と認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、別表に掲げる施設の設置等の事業とする。ただし、法令に違反する施設及びこれに関連する施設は対象としない。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、法人団体にあっては、消費税及び地方消費税を除く事業費(以下「事業費」という。) に 100 分の 5 を乗じた金額で 1,000 万円を限度とし、任意団体にあっては、事業費に 100 分の 3 を乗じた金額で 600 万円を限度とする。ただし、中小小売商業振興法の認定を受けた高度化事業計画に基づく事業においては、国、府の融資額及び補助金額を事業費の合計から除いて算出する。
- **2** 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる
- 3 補助の対象となる商業団体に市外の構成員が含まれる場合に交付する補助金の額は,第1項の規定により算出した額に,当該団体を構成している市内の店舗数を当該団体を構成している 全体の店舗数で除して得た数を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは,これを切り捨てた額)とする。
- **4** 市の歳入となる国・府の補助金の交付を受ける場合は、本条第1項の100分の5を100分の10,100分の3を100分の6に読みかえるものとする。

(補助金の交付申込み)

第5条 補助金を受けようとする商業団体(以下「申込者」という。)は、補助金の交付対象事業の実施前に、豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付申込書(様式第1号)に別表に掲げる書類、「事業収支予算書(様式第2号)」及び「共同施設設置等事業明細書(様式第3号)」を添えて、市長に申込まなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、その限りではない。

(補助金の決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査のうえ、予算の範囲内において補助金の交付の可否を決定し、豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付決定通知書(様式第4号)により、その旨を申込者に通知するものとする。

(補助金額の変更)

- 第7条 補助金の交付決定を受けた申込者(以下,「補助対象団体」という。)は、補助の対象事業として交付決定された額に変更が生じる場合は、豊中市商業団体共同施設設置等補助金変更交付申込書(様式第5号)を市長に提出するものとする。ただし、変更交付決定額が5分の1未満の減額となる軽微な変更の場合は、補助金変更交付申込書等の提出は不要とする。
- 2 前項の規定による,補助金変更交付申込書の提出並びに,変更の決定にあたっては,豊中市 商業団体共同施設設置等補助金変更交付決定通知書(様式第6号)で通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象団体は、当該補助事業が完了したときは、速やかに豊中市商業団体共同施設設置等補助事業実績報告書(様式第7号)に別表に掲げる書類及び「事業収支決算書(様式第8号)」を添えて市長に報告しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、その限りではない。

(補助金の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、補助額を確定し、豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付確定通知書(様式第10号)により、その旨を補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条に規定による通知を受けた補助対象団体は、豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、30 日以内に当該補助金交付請求書に 係る補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第12条 市長は、補助対象団体が、次の各号の一に該当するときは、補助金の決定の全部又一部を取り消すことができる。
 - (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき
 - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に反したとき
 - (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき
 - (4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき
 - (5) その他市長が補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す必要があると認めるとき

(補助金の返還)

第13条 市長は前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を定めることができる。

(この要綱に定めがない事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年10月 1日から実施する。
- 2 昭和36年「商業協同組合等共同施設設置費補助取扱内規」は廃止する。
- 3 この要綱は、昭和52年10月 1日から実施する。
- 4 この要綱は、昭和54年 5月19日から実施する。
- 5 この要綱は、昭和57年 4月 1日から実施する。
- 6 この要綱は、昭和63年 4月 1日から実施する。
- 7 この要綱は、平成 4年 4月 1日から実施する。
- 8 この要綱は、平成 6年 4月 1日から実施する。
- 9 この要綱は、平成11年 4月 1日から実施する。
- 10 この要綱は、平成12年 4月 1日から実施する。
- 11 この要綱は、平成18年 4月 1日から実施する。
- 12 この要綱は、平成19年 6月 1日から実施する。
- 13 この要綱は、平成21年 7月 1日から実施する。
- 14 この要綱は、平成22年 4月 1日から実施する。
- 15 この要綱は、平成23年 4月 1日から実施する。
- 16 この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。
- 17 この要綱は、平成25年 4月 1日から実施する。
- 18 この要綱は、平成26年 4月 1日から実施する。
- 19 この要綱は、平成27年 1月 1日から実施する。
- 20 この要綱は、平成27年 4月 1日から実施する。
- 21 この要綱は、平成28年 4月 1日から実施する。
 - この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、必要な修正を加えた上、これを使用することができる。
- 22 この要綱は、令和3年 1月 1日から実施する。 この要綱の改正前の規定に基づく様式は、当分の間、必要な修正を加えた上、これを使用することができる。
- 23 この要綱は、令和5年 4月 1日から実施する。

補助対象施設の種類と添付書類等

施設の種類	申込書添付書類	報告書添付書類	補助対象 事業
街 路 灯	1. 共同施設設置に関する総会議事録 2. 定款(任意団体の場合は会則等) 3. 工事請負業者の見積書,設計図面 4. 役員及び会員名簿 5. 今年度の事業計画,収支予算書 6. 工事前写真	9. 道路占用許可書 10. 道路使用許可 11. 契約書 12. 事業費支払いの領収書 13. 積算明細 14. 竣工図面 15. 竣工写真	
アーチ	1. ~6.	9. ~15. 16. 確認申請書(ただし,建築基 準法の規定により必要とさ れる場合のみ) 17. 検査済証	
アーケード	1. ~6.	9. ∼17.	事
カラー舗装 ・ 側 溝 整 備	1. ~6.	9. ~17. 18. 道路工事施工承認指令書	事業費の合計が
駐 車 場 ・ 自転車置場	1. ~6.	11. ~15. 17.	100
冷房施設	1. ∼6.	11. ~15. 19. 電気主任技術者選任届出書又 は電気主任技術者を選任しな いことについての承認書(た だし,電気事業法の規定によ り必要とされる場合のみ)	万円以上の事業
公衆便所	1. ~6.	11. ~15. 17.	
防災・防犯 施 設	1. ~6.	11. ~15. 17. 20. 消防機関への設置届 (以下、防犯カメラの場合) 21. 防犯カメラシステム設置・運用に係る宣誓書(様式第9号) 22. 防犯カメラシステムを運営する上での組織とその業務を定めたもの	
放 送 施 設	1. ~6.	11. ~15.	
教養文化施設	1. ~6.	11. ~15. 17.	
A E D	1. ~6.	9. ~15.	
共同施設の 撤 去	1. ~6. 7. 商店街活性化を目的として共同施設の撤去を行うことがわかる書類(任意) 8. その他市長が必要と認めた	10. ~15. 18. 23. その他市長が必要と認めた書類	_
	書類		

(注1) 1. ~20. 及び22. の書類については, 写しで可

(注 2) 1.2.4.5.8.9.10.17.23.の書類については、市長が必要ないと認めた場合は省略可とする。

豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付申込書

年 月 日

[あて先]

豊中市長

申込者 住所

氏名

(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者名)

豊中市商業団体共同施設設置等補助金等交付規則第5条の規定により補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

補助金等の名称	豊中市商業団体共同施設設置等補助金
補助金申込額	円

事 業 収 支 予 算 書

(1) 収入の部

区分	予 算 額 (円)	備 考	
国府補助金			
市補助金			
自己資金			
≅ +		内、借入金	

(2) 支出の部

区分	予算額(円)	備考
計		

1. 補助事業の目的

2. 補助事業の内容

共同施設設置等事業明細書

団体名(

)

(1) 設置場所		
(2) 工事期間	年 月~ 年	月
(3) 施設の内容		
施設名	規模・数量等	事業費(円)
計		

豊活産第 号年(年)月 日

様

豊中市長

豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付決定通知書

年(年)月日付で申込みのありました豊中市商業団体共同施設設置等補助金について、次のとおり決定しましたので、豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助金等の名称	豊中市商業団体共同施設設置等補助金
補助金交付決定額	円

交付の条件

以下の条件に反した場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ・事業実施に必要な経費を精査すること。
- ・事業終了後、指定の実績報告書(様式第8号)等の提出に加え、市長の求めに応じて具体的 な報告及び発表を行うこと。
- ・法令ならびに豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付要綱及び、これらに基づく市長の指示その他の処分に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行うこと。

豊中市商業団体共同施設設置等補助金変更交付申込書

年 月 日

[あて先]

豊中市長

申込者 住 所 氏 名

(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者名)

豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付要綱第7条の規定により, 年 (年)月日付豊活産第 号に基づく補助金交付額の変更を申し込みます。

補助金の名称	豊中市商業団体共同施設設置等補助金
変更申込額	円

【交付通知額】 円

【増減額】 円(増額・減額)

【変更理由】

豊活産第 号年(年)月 日

様

豊中市長

豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付決定変更通知書

年(年)月日付豊活産第 号で交付決定した豊中市商業団体共同施設設置等補助金の額は、豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付要綱第7条の規定に基づき下記のとおり変更しましたので通知します。

記

 1. 補助金交付決定額
 円

 変更交付決定額
 円

 増減額
 円

- 2. 交付の条件
 - (1) この補助金は、当該年度の会計に組み入れること。
 - (2) この補助金は、目的以外に使用してはならない。
 - (3) この補助金は、不正な手段で交付を受けたとき、その後事業が適正に遂行されなかったとき、補助金の全部または一部を返還させることができる。
 - (4) 補助事業に対しては、市の監査を行うことがある。

豊中市商業団体共同施設設置等補助事業実績報告書

年 月 日

[あて先]

豊中市長

申込者 住所 氏名 (法人又は団体の場合は、その名称及び代表者名)

年 月 日づけで申し込み, 年 月 日豊活産第 号で交付決定された補助事業等に係る実績を豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助事業の名	等									
事業等着年月	手日	年	月	日	事業年	美等 <i>5</i> 月	完了 日	年	月	日
事業経済及事業の概!	X									

事業収支決算書

(1) 収入の部

科目	決 算 額 (円)	備 考
国府補助金		
市補助金		
自己資金		
計		内、借入金 円

(2) 支出の部

科目	決 算 額 (円)	備 考
計		

(様式第9号)

防犯カメラシステム設置・運用に係る宣誓書

[あて先]

豊中市長

年 月 日付で申込み、豊活産第 号で交付決定を受けた防犯カメラシステムに関して、以下を遵守して運用することを宣誓します。

目的	当該地域・地区において犯罪の未然防止等、公衆の安全確保を目的として防犯カメラを設置・運用すること
設置者	防犯カメラシステムの設置者は、要綱第2条各号に定めるものとすること
管理責任者の設置	防犯カメラシステムの管理に関しては管理責任者を設置すること
運営委員会の設置	防犯カメラシステムの運営に関しては運営委員会を設置すること
取扱者の指定	防犯カメラシステムの取扱いは、管理責任者、副管理責任者、運営委員会委員のみとすること 管理責任者、副管理責任者、運営委員会委員が変更になった場合は市に報告すること
	撮影対象区域及び設置台数を明確にすること
 防犯カメラの設置	道路等の公共空間をモニターするものであること
	防犯カメラシステムが設置されていることが標識等で明示され、通行者等がそれを明瞭に認識
	できること
画像データの適正	画像データの管理方法及び管理保存期間を明確にすること
管理等	管理保存期間経過後は画像データを消去または記録媒体を破砕処分すること
画像利用の制限	収集した画像データは設置目的以外の目的に利用したり、第三者に提供しないこと。 ただし、次の場合は除く。 ① 裁判所による差押え又は提出命令により当該裁判所に提供する場合 ② 捜査機関による差押えにより、当該捜査機関に提供する場合 ③ 裁判所又は捜査機関からの法令の規定に基づく照会に対し、提供することについて運営委員会が必要と認めた場合 ④ 本人から、防犯カメラにより撮影された自己の画像データの提供を求められた場合。ただし第三者の画像データの除去など、第三者の画像データの漏洩防止に十分配慮した場合に限る。 ①~④について、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて提供する画像に係る者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る
苦情処理	設置者等は、その取り扱う防犯カメラシステムの設置・運用に関する苦情に適切かつ迅速な対 応に努めること
個人のプライバシ	設置者等は、画像データから知り得た個人のプライバシー情報を他に漏らさないこと
一への配慮	防犯カメラシステムの設置・運用にあたっては、個人のプライバシーに最大限配慮し、自治会など地元の意見や要望を尊重すること
	防犯カメラシステムに関するその他必要な事項は、運営委員会に諮り決定すること
その他	豊中市個人情報保護条例を遵守すること

年 月 日

所在地 団体名 代表者

 豊活産第
 号

 年(年)月
 日

様

豊中市長

豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付確定通知書

年(年)月日付豊活産第号で交付決定した豊中市商業団体共同施設設置等補助金の額は、次のとおり確定しましたので豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1. 補助金交付決定額 円 補助金交付確定額 円

2. 交付の条件

- (1) この補助金は、当該年度の会計に組み入れること。
- (2) この補助金は、目的以外に使用してはならない。
- (3) この補助金は、不正な手段で交付を受けたとき、その後事業が適正に遂行されなかったとき、補助金の全部または一部を返還させることができる。
- (4) 補助事業に対しては、市の監査を行うことがある。

〔あて先〕 豊 中 市 長

所在地名称代表者氏名

豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付請求書

豊中市商業団体共同施設設置等補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

ただし, 年(年)月日付豊活産第号に基づく補助金

なお、上記補助金について下記のとおり振込みを依頼します。

口座振替依頼書

振込先金融機関名	支店
預 金 種 別	当 座 ・ 普通 預金
振込口座番号	NO.
ふ り が な	
口 座 名 義	

以上

(請求者と振込口座名義人が異なる場合は、以下の欄にご記入ください)

補助金の受領については、上記振込口座名義人に委任いたします。

申込者		